

種類	【私立高等学校等に在籍する生徒への補助金・給付金】給付金・返還を要しないもの(支給)									
	国の制度					県の制度				
	(1)高等学校等就学支援金		(2)高校生等新修学支援金		(3)学び直し支援金		(4)私立高等学校等授業料軽減補助金		(5)私立高等学校等入学金軽減補助金	
内容	全ての高校生等に対し、家庭の授業料負担を軽減するための補助金		(1)就学支援金の対象外となる国籍等を有する高校生等に対し、家庭の授業料負担を軽減するための補助金		高校等を退学した方が再び私立高校等で学び直す場合に、家庭の授業料負担を軽減するための補助金		保護者の授業料負担を軽減する補助金 (2)の上乗せ補助) *学校等が授業料の軽減を行う場合に県が補助		保護者等の入学金負担を軽減する補助金 *学校等が入学金の軽減を行う場合に県が補助	
対象要件(在籍校)	私立高等学校、私立専修学校高等課程、各種学校(外国人学校高等科、国家資格者養成施設)に在籍					県内に本校を持つ、左記の私立高校等に在籍		県内に本校を持つ、左記の私立高校等に入学後6か月以上在籍		
対象要件(住所地)	生徒及び保護者の住所地を問わない ※別途国籍要件あり					保護者が県内に在住 ※3		保護者が県内に在住 ※3		
申請時期等	5～6月頃に学校で申請受付					10月頃に学校で申請受付		10月頃に学校で申請受付		
	在学中、毎年申請が必要					在学中、毎年申請が必要		入学から6か月後を目途に各学校で申請受付		
支援の方法と申請時期	学校法人等が代理受領し、授業料と相殺等					学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額		学校法人等が口座振込等		
対象要件(所得等)・年間支給額	世帯年収の目安	所得要件なし	世帯年収の目安	約910万円未満	世帯年収の目安	所得要件なし ※国籍要件を満たす場合	世帯年収の目安	約590万円以上 約910万円未満	世帯年収の目安	約590万円未満
	計算式	課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額 ※1								
	世帯年収の判定基準 ※1		世帯年収の判定基準 ※1	304,200円未満	世帯年収の判定基準 ※1		世帯年収の判定基準 ※1	154,500円以上 304,200円未満	世帯年収の判定基準 ※1	154,500円未満
	支給上限額(通信制以外)	457,200円	支給上限額(通信制以外)	118,800円 ～396,000円	支給上限額(通信制以外)	337,200円	支給上限額(通信制以外)	118,800円	支給上限額(通信制以外)	50,000円 <small>支給上限額 高校(全日制)、専修学校(高等課程)、各種学校(国家資格者養成課程の指定を受けている学校。ただし中学卒業者のみが対象。)</small>
	支給上限額(通信制) ※2	410,040円 (1単位当たり13,668円)	支給上限額(通信制) ※2	144,360円～360,900円 (1単位当たり4,812円～12,030円)	支給上限額(通信制) ※2	410,040円 (1単位当たり13,668円)	支給上限額(通信制)	59,400円	支給上限額(通信制)	23,000円 <small>支給上限額 高校(通信制)、各種学校(外国人学校)</small>
その他	※2 単位毎に授業料が決められている場合は、1単位あたりで支給(通算上限74単位かつ年間上限30単位)					※3 保護者2名のうち、1名が単身赴任等により一時的に県外居住の場合、もう1名が県内居住であれば対象。ただし、海外居住により日本国内の課税状況が確認できない場合は対象外。				
	<その他の支給要件> ・国籍要件 以下の国籍要件を満たす生徒は、就学支援金又は学び直し支援金が所得要件なく受給可能 ※国籍要件に該当しない場合、所得要件がある新修学支援金又は学び直し支援金が受給できる可能性あり ①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者		・在学歴要件 以下①～④全てを満たす生徒であること。 ①高等学校等を卒業又は修了していない方 ②高等学校等に在学した期間が36月(通信制は48月)を超える方 ③高等学校等を退学等したことのある方(転学含む) ④学び直し支援金の受給期間が通算12月未満の方(通信は通算24月未満の方) ※その他、これまでの受講単位数等による制限がある			<その他の支給要件> ・国籍要件 左記の要件に該当せず、新修学支援金を受給する生徒であること ・所得要件 補助金を交付する年度の課税標準額で積算した額が、判定基準を満たしていること ・補助対象期間 補助金の認定は1年を標準とすること 転学等する場合、在学する月までの支給とする		<その他の支給要件> ・入学(在籍)状況 第一学年に入学したこと 学則に定められた入学時期に入学したこと ※編入学及び転入学は補助対象外 ※外国人学校については、生徒が日本の中学校を3月に卒業し、4月に入学した場合も対象 ※遡及申請は補助対象外 ・所得要件 補助金を交付する年度の課税標準額で積算した額が、判定基準を満たしていること		

種類	【私立高等学校等に在籍する生徒への補助金・給付金】給付金・返還を要しないもの(支給)						【私立高等学校等に在籍する生徒への奨学金】																																														
	国の制度						無利子貸付金・卒業後10年で返還するもの(貸与)																																														
	(6)奨学給付金						(ア) 県選奨生奨学金		(イ) 子育て支援奨学金		(ウ) 高等学校奨学金 (修学バックアップ貸付金)																																										
内容	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金 ※年1回の支給						学業成績が優秀でかつ心身が健全であって、経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金		子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の方への貸付奨学金		勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方への貸付奨学金																																										
対象要件(在籍校)	私立高等学校、私立専修学校高等課程、各種学校(外国人学校高等科)、各種学校のうち国家資格者養成施設に在籍						県内/県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍		県内/県外の私立高等学校 又は私立専修学校高等課程に在籍		県内の私立高等学校に在籍																																										
対象要件(住所地等)	保護者が県内に在住 ※別途国籍要件あり						保護者が県内に在住																																														
申請時期等	・高校生等が県内私立学校に在学する場合			・高校生等が県外私立学校に在学する場合			4月・10月に学校で申請受付																																														
	毎年、8月頃に各学校で申請受付			毎年、8月頃に県へ直接申請が必要			申請年の4月又は10月から卒業月までの期間貸与																																														
貸与・補助の方法と申請時期	・県内私立学校に在学する場合 学校設置者経由で保護者等の口座に振込又は学校徴収金等に充当			・県外私立学校に在学する場合 直接口座振込			県から本人名義の口座に振込み																																														
							1年目	4月申請:7月に6か月分、10月、1月に3か月分			10月申請:1月に6か月分																																										
							2年目以降	5月、7月、10月、1月に3か月分																																													
支給要件等	校種	対象世帯 生活保護受給世帯	非課税世帯	所得割 105,500円 未満の世帯	所得割 182,500円 未満の世帯	所得割264,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯	成績要件: あり (高校1年生) 中学3年時の成績が3.5以上 (高校2年生以上) 前学年の成績が3.0以上		成績要件: なし		成績要件: なし																																										
				所得割 105,500円 未満の世帯	所得割 182,500円 未満の世帯		所得要件: なし		所得要件: なし		所得要件: あり 世帯全員の所得額が生活保護基準の1.5倍以下 (4人家族で収入約300万円以下程度(目安))																																										
				※いずれの奨学金にも、連帯保証人が1名必要です。						※自宅通学のうち、通学費が高額の場合は自宅外等の選択が可能です。																																											
				※各奨学金は併用不可です。																																																	
支給額又は貸与額	・支給要件は、給付金申請年度の7月1日現在の状況で算定します。 ・自己都合ではない失業等で家計が急変したことにより、世帯年収見込が生活保護受給世帯を除く上述した世帯に相当する金額(※8)となった場合においても、上記金額を支給(※9)します。 ※8 家計急変後の世帯年収見込が一定額以下である必要があります。 ※9 認定月により月割り計算となる場合があります。						<table border="1"> <tr><th colspan="3">〈貸与月額〉</th></tr> <tr><td rowspan="2">自宅</td><td>30,000円</td><td rowspan="2">選択可</td></tr> <tr><td>47,000円</td></tr> <tr><td rowspan="4">自宅外等</td><td>35,000円</td><td rowspan="4">選択可</td></tr> <tr><td>40,000円</td></tr> <tr><td>52,000円</td></tr> <tr><td>57,000円</td></tr> </table>			〈貸与月額〉			自宅	30,000円	選択可	47,000円	自宅外等	35,000円	選択可	40,000円	52,000円	57,000円	<table border="1"> <tr><th colspan="3">〈貸与月額〉</th></tr> <tr><td rowspan="2">自宅</td><td>30,000円</td><td rowspan="2">選択可</td></tr> <tr><td>35,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">自宅外等</td><td>40,000円</td><td rowspan="2">選択可</td></tr> <tr><td>40,000円</td></tr> <tr><td colspan="3">入学支度金: 75,000円 (1年生で希望する場合)</td></tr> </table>			〈貸与月額〉			自宅	30,000円	選択可	35,000円	自宅外等	40,000円	選択可	40,000円	入学支度金: 75,000円 (1年生で希望する場合)			<table border="1"> <tr><th colspan="3">〈貸与月額〉</th></tr> <tr><td rowspan="2">自宅</td><td>30,000円</td><td rowspan="2">選択可</td></tr> <tr><td>35,000円</td></tr> <tr><td rowspan="2">自宅外等</td><td>40,000円</td><td rowspan="2">選択可</td></tr> <tr><td>40,000円</td></tr> </table>			〈貸与月額〉			自宅	30,000円	選択可	35,000円	自宅外等	40,000円	選択可	40,000円
	〈貸与月額〉																																																				
自宅	30,000円	選択可																																																			
	47,000円																																																				
自宅外等	35,000円	選択可																																																			
	40,000円																																																				
	52,000円																																																				
	57,000円																																																				
〈貸与月額〉																																																					
自宅	30,000円	選択可																																																			
	35,000円																																																				
自宅外等	40,000円	選択可																																																			
	40,000円																																																				
入学支度金: 75,000円 (1年生で希望する場合)																																																					
〈貸与月額〉																																																					
自宅	30,000円	選択可																																																			
	35,000円																																																				
自宅外等	40,000円	選択可																																																			
	40,000円																																																				
その他	<p>・県内私立高等学校等に在学していても、保護者が他都道府県に在住している場合は、保護者の住民票がある都道府県へ申請してください。 ※ 奨学給付金は、都道府県により支給額や支給方法が異なる場合があります。詳細は、保護者の住民票がある都道府県の担当課へお問い合わせください。 ※ 県内私立高等学校とは県内に学校の本校がある場合のことをいい、例えば、県外に本校がある広域通信制高等学校のいわゆる「岐阜キャンパス」等は県外の学校扱いになりますのでご注意ください。</p> <p>・国籍要件 ※次の①～⑦のいずれにも該当しない場合は、生活保護受給世帯又は非課税世帯のみが対象となります。 ①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者</p>						<p><貸与・返還の流れ></p> <p>○貸与(在学中) ※県→奨学生 ・7月、10月、1月の下旬に、口座振込。 ・2年目以降は、年4回(5、7、10、1月)口座振込。</p> <p>○返還(卒業・退学後) ※奨学生→県 ・卒業後10年間、年2回(6、12月)の計20回に分けて返還。(口座振替の場合は、月賦払も可) ・大学等に進学した場合、経済的に困窮している場合は、その期間は返還を猶予できます。</p>																																														